

改正後

## 糸満市 Instagram 運用方針

糸満市では、市の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、街並みや自然、風景、歴史、伝統、食文化といった糸満市の魅力を市内外に広く発信するため糸満市 Instagram※（以下「当ページ」）を開設します。

当ページを通じての情報発信にあたり、利用者の皆さまに誤解や混乱が生じないように、当ページの運用方針を以下のとおり定めます。

※Instagram とは、写真を共有できる写真特化型 SNS サービスで、1 億 3000 万人の登録者がいる。

### 1 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Instagram
- (2) ユーザーネーム：itoman\_city\_official
- (3) 名前：糸満市
- (4) Instagram ページ URL：https://www.instagram.com/itoman\_city\_official/

### 2 運用管理者・運用担当者

- (1) 運用管理者 糸満市企画部秘書防災課長
- (2) 運用担当者 秘書防災課職員（内容によってはその他糸満市役所職員が更新することも可能）

### 3 発信する主な内容

- (1) 糸満市の取り組み、イベント情報などの情報
- (2) 糸満市の街並みや自然、風景、歴史、伝統、食文化
- (3) ハッシュタグ「#piece\_itoman」「#peace\_itoman」「#糸満 PR 大使」を付けて投稿された画像や動画の中から、市内外に糸満市の魅力が伝わる画像や動画を不定期で選定し、当ページで再投稿（リポスト等）、その他糸満市が管理するソーシャルメディアサービスや広報いとまんなどで紹介する。

### 4 対応時間

原則として開庁時間内に、運用担当者が必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

### 5 コメント等への返信

- (1) 当ページ利用者からのコメントに対して、糸満市から返信する場合がありますが、すべてのコメントに対して返信を保證するものではありません。

改正後

- (2) 当ページに再投稿（リポスト等）される画像に対する質問、意見等は受け付けません。
- (3) 糸満市への[ご意見・ご要望](#)は、市ホームページまでご連絡ください。

## 6 禁止行為

利用者が当ページにコメントを投稿するにあたり、下記の事項に該当する行為を禁じます。禁止行為を行った、または行う恐れがあるとページ運営者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限などを行う場合があります。

- (1) 法律、法令などに違反するもの、または違反するおそれがあるもの
- (2) 暴言、卑猥な表現など公序良俗に反するもの
- (3) 政治、選挙、宗教活動を目的とするもの
- (4) 論争を起こすことが分かっている課題の発言
- (5) 不愉快な発言、いわゆる喧嘩の売り言葉、買い言葉
- (6) 特定の個人、企業、団体などを誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (7) 本人の許諾なく個人情報を開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害するもの
- (8) 第三者の特許権、商標権、著作権、肖像権などを侵害するもの
- (9) 営利を目的としたもの
- (10) 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 有害なプログラム
- (13) [Instagram の利用規約](#)に反するもの
- (14) そのほか、運営上、不適當であると判断されるもの

## 7 知的財産権

当ページに掲載されている、写真および記事などの知的財産権（標章権、著作権等の全ての権利）は、糸満市または正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

なお、当ページが再投稿（リポスト等）した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属します。

## 8 免責事項

- (1) 糸満市は、当ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性などを保証するものではありません。
- (2) 糸満市は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 糸満市は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者間のトラブルにより、ユーザーまた

改正後

は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

- (4) 上記のほか、糸満市は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 糸満市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

## 9 適用

この運用方針は、令和2年6月1日から適用します。

●このページに掲載されている情報の発信元

糸満市 企画部 秘書防災課

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

電話：098-840-8118 FAX：098-840-8112